

改正後	改正前
ワクチン（シードロット製剤）の部 アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード） （略） 1 小分製品の試験 1.1（略） （削る） <u>1.2</u>（略） <u>1.2.1</u>（略） <u>1.2.1.1</u>（略） <u>1.2.1.1.1</u>（略） <u>1.2.1.2・1.2.1.3</u>（略） <u>1.2.1.3.1～1.2.1.3.4</u>（略） <u>1.2.1.4</u>（略） <u>1.2.2・1.2.3</u>（略） 以下（略）	ワクチン（シードロット製剤）の部 アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード） （略） 1 小分製品の試験 1.1（略） <u>1.2 異常毒性否定試験</u> <u>一般試験法の異常毒性否定試験法により試験を行い、これに適合しなければなら</u> <u>ない。</u> <u>1.3</u>（略） <u>1.3.1</u>（略） <u>1.3.1.1</u>（略） <u>1.3.1.1.1</u>（略） <u>1.3.1.2・1.3.1.3</u>（略） <u>1.3.1.3.1～1.3.1.3.4</u>（略） <u>1.3.1.4</u>（略） <u>1.3.2・1.3.3</u>（略） 以下（略）